

令和5年7月25日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井康之
(公印省略)

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を 行うことができない場合の周知資料について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認等システムにて、「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示された場合やシステム障害時など、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応につきましては、令和5年7月11日付「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応等について」にてお知らせいたしました。

今般、マイナンバーカードによるオンライン資格確認において、資格確認端末で「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示された場合に、医療機関等にて、必要に応じて患者へ配布することができる周知資料を厚生労働省が作成し、その周知依頼がございました。

なお、周知資料につきましては厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html)

に掲載されております。

なお、令和5年7月21日付でお知らせいたしました「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合における診療報酬等の請求の取扱い」について、日本医師会より、添付資料の厚生労働省保険局医療課事務連絡の文中、（別添）の1. ③（摘要欄）2つ目の・に「保険種別」が追記されたとの連絡がありました。

（下記をご参照ください。）

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【周知資料のURL（2023年7月24日現在）】

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001122284.pdf>)

記

○マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合における診療報酬等の請求の取扱い

1. 診療報酬等の請求方法（抜粋）

- ③ 被保険者資格申立書の提出があった患者について、患者から事後的に医療機関等に対して被保険者等記号・番号等の提出がなかった場合であって、医療機関等から患者へ確認を

行った上で、なお、患者の現在または喪失済みの保険者等番号および被保険者等記号・番号を特定することができない場合（保険局長通知3.（4）の場合）

なお、入院の患者や再診・再来局の患者については、入院中または2回目以降の受診・来局の際に保険者等番号および被保険者等記号・番号または過去の資格情報等を、可能な限り確認してください。

（保険者番号）→ 「77777777（8桁）」を記録する

（被保険者証の「記号」）→ 記録しない

（被保険者証の「番号」）→ 「77777777（9桁）」を記録する

※後期高齢者の場合は「77777777（8桁）」を記録する

（摘要欄）

・摘要欄の先頭に「不詳」を記録する

（紙レセプトの場合は、上部欄外に赤字で不詳と記載する）

・摘要欄の不詳の下段に、被保険者資格申立書に記載された患者のカナ氏名、保険種別、保険者等名称、事業所名、住所（複数存在する場合は全て）、連絡先、患者への連絡を行った日付を記録する。

※「患者への連絡を行った日付」とは、申立書の提出があった患者が、事後的に医療機関等に被保険者等記号・番号等の提供がなかったため、医療機関が患者へ連絡を行った日付を記録するもので、連絡を行ったが連絡がつかず、被保険者等記号・番号等の確認ができなかったとしても、連絡を行った日付を記録すればよいものです。）

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 TEL06-6763-7001
総務課企画室 TEL06-6763-7021